

Straight away

IFRS bulletin from PwC

1 February 2011

IASB と FASB が金融資産減損の共通モデルに関するコメントを募集

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) (以下、「両審議会」) は、既に公開されている金融資産の減損に関する公開草案に対する「補足文書」を公表しました。「金融商品: 減損」と題するこの文書では、オープン・ポートフォリオで管理される金融資産の予想信用損失の認識のタイミングに関する、共通のアプローチが提案されています。当該提案は、両審議会による当初の減損モデルへのフィードバックを反映したもので、両審議会における信用損失の認識に関する共通のアプローチの作成に役立てられる予定です。

主な規定

共通の提案

当該補足文書は、金融資産の信用特性で測定するのではない二元的な減損モデルを提案しています。これは、銀行における信用リスクの管理方法と首尾一貫しており、しばしば、「グッド・ブック (good book)」アプローチおよび「バッド・ブック (bad book)」アプローチと呼ばれています。

「グッド・ブック」の金融資産

減損は、残存期間にわたりポートフォリオ・ベースで認識され、引当金は以下のいずれか高い方の金額となります。

(1) 期間で比例配分された予想信用損失

(2) 予測可能な将来 (ただし、12カ月未満でない) において発生することが予想される信用損失

当該補足文書では、予想信用損失の測定方法を記載していませんが、期間で比例配分された予想信用損失の計算のために、予想損失の見積り、ポートフォリオの加重平均年数および存続期間を使用する方法について説明しています。

「バッド・ブック」に含まれる金融資産

両審議会は「バッド・ブック」に関して、時が経つにつれて減損損失を認識することは適切でないと結論づけました。その代わりに、全期間予想損失の全額が即時認識されることとなります。

時が経つにつれて予想信用損失を認識することが適切であるか否かということは、金融資産の回収可能性に関する不確実性の度合いによって決まります。回収可能性が不確実なものとなり、企業における信用リスクの管理目的が規則的支払の受取から債権の回収へと変更された場合、もはや減損損失を徐々に認識することは適切でなくなり、当該金融資産は「バッド・ブック」に移行されなければならなくなります。

したがって、金融資産は企業における内部のリスク管理方針に基づいて「グッド・ブック」および「バッド・ブック」の間を移動することとなります。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

代替アプローチ

この共同提案は、各審議会における主要目的に対応した信用損失の減損モデルに関するIASBとFASBの共同の議論による結果です。しかし、IASBおよびFASBの一部のメンバーは、各審議会がそれぞれ作成しているモデルの方を好んでいます。したがって、当該補足文書では、この共同提案に加え、IASBとFASBによるそれぞれのアプローチについてもコメントを募集しています。

補足文書におけるIASBの代替アプローチでは、企業は、「下限(フロアー)」なしの「グッド・ブック」に係る期間で比例配分された全期間にわたる予想損失、および、「バッド・ブック」に係る全期間にわたる予想損失の全額を認識します。これは、予想信用損失は、金融資産に関して稼得されるマージンに織り込み済みであるとのIASBの見解を反映しています。

FASBによる代替アプローチのもとでは、企業は、予測可能な将来に発生すると予想されるすべての信用損失を即時認識することになりますが、その最短期間については特定していません。また、「グッド・ブック」と「バッド・ブック」の区別はありません。これは、どの時点においても十分な減損引当金を確保するというFASBの目的を反映しています。

適用範囲

当該公開草案の適用範囲はオープン・ポートフォリオ、すなわち、創出された時期にかかわらず信用特性の類似する金融資産を含むポートフォリオに限定されています。両審議会は、当提案アプローチが、クローズ・ポートフォリオ、個別の金融商品、およびその他の種類の金融商品にも適用可能かどうかについてのコメントを求めています。

IASBに関しては、当該提案は短期売上債権を適用範囲から外しており、収益の公開草案の再審議の結果を待っています。

両審議会は、信用損失の測定や利息収益の認識等、減損モデルに関する他の分野について公開草案の公開を予定していません。両審議会は、この補足文書に対するコメントが募集されている一方で、当初の公開草案に対して寄せられたフィードバックに基づいて、これらの課題の再審議を継続する予定です。

IASBのみによる付属資料

この補足文書には、IASBのみによる付録も含まれており、以下に関する意見が求められています。

- 共通のアプローチとは別個のIASB独自の表示および開示案
- 実効金利と予想信用損失認識の「デカップリング(decoupling)」
- ローン・コミットメントと金融保証に対するこの共同提案の適用

影響を受ける企業は？

この共同提案は、主に、金融資産をオープン・ポートフォリオ・ベースで管理する金融機関に影響を与えます。

当該提案の適用が、他の種類のポートフォリオや金融資産まで拡大された場合、これらは、IFRS第9号に基づいて償却原価で測定される金融資産、または、FASBの暫定的な分類・測定モデルに基づき、純損益を通じて公正価値で測定されない資産を保有するすべての企業に影響を与える可能性があります。

何をすべきか？

コメントの募集期限は2011年4月1日です。IASBは、減損規定を2011年6月までに完成する予定です。当提案がいつ強制適用となるかについてはまだ決定されていません。FASBは、信用損失モデルに関する最終アップデートを2011年に公表する予定です。

経営者は、当提案の影響を評価し、自身の見解が考慮されるよう、当該補足文書へのコメントを行うことを検討すべきでしょう。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it. © 2011 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.